

ノンイミグランドーOビザ

(タイ教育省の認可を受けた教育機関(学校教育のみ)の未成年の学生の保護者。私立学校に関する法律に基づく非公式学校、もしくは同様な形態の私立の教育機関(語学学校、ドライビングスクール、ボクシングスクールなど)の生徒を除く。)

新型コロナウイルスによる入国制限の措置が実施されている期間の申請時に必要な書類

タイ王国大阪領事館は追加の書類を依頼することがあり、不備や不正な内容の申請を拒否する権限を有します。また、申請者が全ての書類を揃えていても、領事館はビザ発給を拒否する権限を有します。その際、ビザ発給拒否の理由については回答致しません。

※ 申請に必要な書類はビザ申請日から1ヶ月以内に発行されたものとなります。ただしタイ側の会社登記謄本は6ヶ月以内発行されたもの。

1. 旅券：残存有効期間が6ヶ月以上あり、査証欄の余白部分が2ページ以上あるもの
2. 旅券：データ面(顔写真のある面)コピー
3. 3.5 x 4.5 cmのカラー写真付き申請書1枚：全ての欄を記入し、申請者が署名したもの。写真は6か月以内に撮影されたもの(http://www.thaiconsulate.jp/files/user/appli_pdf/application_for.pdf)
4. 経歴書：全ての欄を記入し、申請者が署名したもの (<http://site.thaiembassy.jp/upload/pdf/about-visa-personalhistory.pdf>)
5. 身元保証書 原本 および身元保証人の旅券のデータ面(顔写真のある面)コピーもしくは身元保証人の直筆署名入りの運転免許証の裏表コピー (http://www.thaiconsulate.jp/files/user/appli_pdf/guarantee_letter.pdf)
6. ビザ発行を要請するタイ側の学校/大学/教育機関の招聘状 原本
※署名者の旅券のコピーを添付すること

※推薦状および招聘状は教育機関のレターヘッドのある用紙を使用し申請者名・申請者と就労者の続柄・入国目的・入国日・滞在期間・ビザの種類を記載し、公印の捺印および代表者(サイン権保有者)の直筆署名が必要。宛名は[Royal Thai Consulate-General, Osaka]と記載すること。

※招聘状の代表者署名が欠けている場合、ビザ申請の際に他の人に代理として権限を委任する委任状を提出すること
7. 在学証明書
8. 私学設立許可証(大学を除く)
9. 就学者と申請者の家族関係を証明する公的書類(戸籍謄本等)原本
10. 就労者の有効な旅券のデータ面(顔写真のある面)および 入国管理局発行の有効な滞在許可もしくは有効なノンイミグランドED(教育ビザ)のコピー
11. 申請者の預金残高証明書
12. タイでの居住地を証明する書類(賃貸借契約書等)家主の直筆署名入りの身分証明書 コピー
13. 航空券(E チケット)または航空会社発行の予約確認書コピー(申請者名、便名、タイ入国日が記載されたもの)

日本国籍以外の申請者が必要な追加書類：

1. 在留カードのコピー：3ヶ月以上の残存有効期間があるもの
更新中の方は、入国管理局が発行した在留期間更新許可申請の申請受付票のコピーを提出する必要があります。
2. ビザ申請用紙（および写真）が3枚以上必要な国籍
アフガニスタン、アルジェリア、イエメン、イラク、インド、エジプト、ガーナ、カメルーン、北朝鮮、ギニア、赤道ギニア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンペ、シエラレオネ、シリア、スーダン、スリランカ、ソマリア、中国、中央アフリカ共和国、ネパール、パキスタン、パレスチナ、バングラデシュ、リビア、リベリア、レバノン
3. ビザ申請用紙（および写真）が4枚以上必要な国籍
ナイジェリア、イラン

注意事項：

学校／大学／教育機関が発行した書類に記載された入国日に必ず入国すること